

# 助成金を受給しませんか！？

(厚生労働省管轄)

以下の場合には助成金を受給できるかもしれません！  
事前にプロタックスまでお問合せ下さい！

- 新たに正社員・パート・アルバイトを雇用する場合
- 新たに45歳以上の中途採用を行う場合
- 新たに60歳以上の高年齢者を採用する場合
- 新たに過去10年間で5回以上離職している人材を採用する場合
- 雇い入れた人材に対して職業訓練を行う場合
- 定年の引上げを行う予定がある場合
- 従業員が初めて育児介護休業を取得する場合
- 従業員の能力開発の為に、教育訓練の実施あるいは支援をする場合

(注) それぞれ細かい要件が定められていますので、その都度内容を確認させていただきます。



税務・経営の総合コンサルタント

**プロタックス**

社会保険労務士 尾関澄雄

MOB : 090-7288-3090 (担当 近藤)

TEL : 052-763-4811

FAX : 052-763-5015

HP : <http://www.protax.co.jp/>